

事業名	令和3年4月から0から2歳児クラスの基本保育料を改定 認可保育園等の保育料を見直します
------------	--

ここが ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◆最高階層の保育料を月額 88,400 円とします。 ◆階層区分を見直すとともに、世帯収入に応じた保育料を設定します。 	事業費	—
---------------------	--	------------	---

概要	<p>区は、認可保育園のほか認定こども園、港区保育室、地域型保育事業の保育料について、前回の改定から3年が経過することから見直しを行い、令和3年4月に0から2歳児クラスの基本保育料を改定します。</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">改定のポイント(全体像は別紙参照)</p> <p>【基本保育料】</p> <p>① 最高階層の保育料を月額 88,400 円とします 保育園の運営費の基準単価となる国の公定価格が年々上昇するなど、保育園の運営費が増加する中、国徴収金基準額と区の保育料との差については区の財政負担となっていることから、国徴収金基準額との乖離を縮小するため、最高階層における保育料を、現行の 83,200 円から3階層を新設しつつ 88,400 円に引き上げています。</p> <p>② 階層区分の見直し 世帯収入が高くなるにしたがって1つの階層における区民税額の幅が広がるよう、D1階層以降の階層区分を全面的に見直しました。</p> <p>③ 世帯収入に応じた保育料の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各階層の保育料については、階層と階層の保育料の差に配慮しつつ世帯の負担能力に応じた保育料となるよう金額を定めています。 ●新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済状況が不透明な状況となっていることを踏まえ、D7階層までは、保護者の負担が増加しないよう配慮しています。 ●D8 階層以上については、応能負担の原則を踏まえて、各階層に応じた負担となるよう改定しています。 ●最高階層となる世帯については、現行では区民税所得割課税額が 90 万円以上の世帯となっていますが、区民税所得割課税額 120 万円以上の世帯が最高階層となるよう3つの階層を設け、それぞれの世帯収入に応じた保育料となるよう金額を定めています。 </div> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【延長保育料及び一時保育料】 延長保育料及び一時保育料については、現行の金額を据え置きます。</p> </div>
-----------	--



問合せ	<p>課長 保育課 山越 ☎ 03-3578-2465(直通)</p> <p>係長 保育課 保育支援係 川口 ☎ 03-3578-2441(直通)</p>
------------	---

